

#### 受給者証有効期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに受給者証の有効期間が満了する方については、受給者証の有効期間を1年間延長することが決定しました。

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について(令和2年4月30日 健発0430第3号障発0430第5号) [PDF ファイル/194KB]

有効期間の満了日が令和2年12月31日の受給者証については、令和3年12月31日まで使用することができます(原則有効期間を延長した受給者証の発行はありません)。有効期間延長に伴う更新手続きは不要となりますので、臨床調査個人票等を取得していた必要はありません。

※令和2年5月1日から令和2年9月30日までの間に新規申請をされる方については、更新手続きが必要となります。詳細については難病認定グループ(06-6944-7083)もしくは、住所地を管轄している保健所(東大阪市は保健センター)にお問合せください。

申請時の内容や発行された受給者証の記載事項(加入医療保険、住所、自己負担額等)に変更がある場合は、変更の申請(届)が必要となりますのでご注意ください。

延長後の有効期間以降も医療費助成を希望される場合は、令和3年7月以降に更新申請のお手続きが必要となります。